

魚津市告示第90号

地縁による団体の告示した事項の変更について

地縁による団体の告示した事項に変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月3日

魚津市長 村椿 晃

1 地縁による団体の名称 八代区町内会

2 変更事項及びその内容

変更事項	新	旧
名称	八代区町内会	八代町町内会
規約に定める目的	会員相互が親睦を深め、敬愛と文化の伝承を大切にする町づくりを目指す。また、外部団体と連携を密にして、生活環境の整備や防災に努め、安全で住みよい場を構築する。	会員相互および会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災などに努め、または行政との協調・協力をすすめつつ住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。
区域	新角川2丁目地区の1番4号から27号、2番32号から40号、8番1号から20号、9番1号から5号及び13号、10番3号から17号	新角川二丁目1番4号から35号、新角川二丁目2番32号から40号、新角川二丁目8番1号から20号、新角川二丁目9番1号から5号、新角川二丁目9番13号、新角川二丁目9番17号、新角川二丁目10番1号から17号まで
代表者の氏名 及び住所	濱元 一洋 魚津市新角川二丁目1番22号	臼井 隆弘 魚津市新角川二丁目8番7号

3 届出年月日 令和6年4月1日